

令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための
救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助（負担）金交付要綱

令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助（負担）金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助（負担）金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（補助（負担）金の交付申請）</p> <p>第3条 補助（負担）金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助（負担）金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。なお、申請日において、補助（負担）金の交付決定を受けようとする事業（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施したものに限る。）の全部又は一部が完了している場合であっても、申請者は、補助（負担）金の交付を申請することができる。</p> <p>第4条～第19条 省略</p>	<p>令和4年度愛媛県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助（負担）金交付要綱</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（補助（負担）金の交付申請）</p> <p>第3条 補助（負担）金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助（負担）金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。なお、申請日において、補助（負担）金の交付決定を受けようとする事業（令和4年4月1日から同年 9月30日までに実施したものに限る。）の全部又は一部が完了している場合であっても、申請者は、補助（負担）金の交付を申請することができる。</p> <p>第4条～第19条 省略</p>

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。